

## シリーズ：子どもの権利 No.32 子どもにやさしいまち～ Child Friendly Cities にむけて～

今月は、泉南市の子どもの権利に関する条例の目的である「子どもにやさしいまち（Child Friendly Cities）」について紹介します。

ユニセフは2000年、イタリアに「子どもにやさしいまち」国際事務局を設置し、実践例の情報を発信したり、国際会議を開催したりしています。子どもが生きていく環境は国によって異なりますが、「子どもにやさしいまち」とは具体的には次のような子どもたちの権利を積極的に保障するまちだといっています。

①まちに関する決定に影響を及ぼす②子どもたちが望む“まち”の在り方に関し

て意見を言うことができる③家族、コミュニティ、社会生活に関わる④教育や保健などの基礎的サービスを受けられる⑤安全な水を飲み、適切な衛生設備を使うことができる⑥搾取、暴力、虐待から守られる⑦まちを安全に歩くことができる⑧友だちに会って遊ぶことができる⑨植物や動物のための緑地がある⑩汚染されていない環境で暮らす⑪文化的社会的行事に参加する⑫人種、宗教、収入、性別、

障がいのあるなしに関わらず、そのまちの平等な一員としていかなるサービスも受けることができる

日本でも、子どもの権利に関する条例を制定し、子どもにやさしいまちをめざしている自治体が増えています。

泉南市でも、子どもの権利についての情報を多くの方に知らせながら、子ども参加を促進するなど、取り組みを進めています。

**【問合せ】** 泉南市子どもの権利に関する条例事務局（人権教育課 ☎ 483-3672 / FAX483-7306 / e-mail:jinkenkyouiku@city.sennan.lg.jp）